

伊佐市農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月28日（金）午前9時02分から9時39分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (24人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1番委員	7番委員	2番推進委員	9番推進委員
2番委員	8番委員	3番推進委員	10番推進委員
3番委員	9番委員	4番推進委員	11番推進委員
4番委員	10番委員	5番推進委員	14番推進委員
5番委員	11番委員	7番推進委員	15番推進委員
6番委員	12番委員	8番推進委員	

4. 欠席委員 (4人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 3番委員 4番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時02分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和4年度 第8回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

本日の出席人数は13名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。

稲刈りは終わりましたでしょうか。今年は仮渡し金下がっております。台風14号の影響で収量が少ないと聞いておりますが、まだ稲刈りが終わっていらっしゃる方は体に気を付けて作業をしていただければと思います。

本日の議事録署名委員を指名いたします。3番農業委員と4番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。

只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」について事務局の報告を求めます。

事務局 報告1号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページから2ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が5件です。以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は举手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定

のうち、貸借について説明いたします。11ページの総括表をご覧ください。期間は1年から10年で、面積は合計155,690㎡で利用権を設定する者の数は39人、設定を受ける者の数は24人です。土地の詳細については資料3ページから10ページ、番号1番から39番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から4番まで一括で報告をお願いします。ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願いたします。
整理番号1番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る10月21日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。

申請人 KTさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は68歳です。

渡し人 TNさんは、薩摩川内市東郷町斧淵に居住される市外住民で年齢は61歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字岩坪2315番1ほか5筆、地目は田が5筆と畑が1筆、地積は6筆合計で11,537㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、26,073㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmであり現況は良く管理された農地で

す。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番、3番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号2番、3番につきまして、去る10月21日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。

2番、3番の申請人 MYさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は67歳です。

2番の渡し人 MKさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は69歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字園川3401番で、地目は田、地積は377㎡の所有権移転売買になります。

3番の渡し人 MSさんは、名古屋市北区上飯田南町に居住される市外住民で年齢は88歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字川原田75番3で、地目は田、地積は634㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、2,622㎡ですが今回取得する農地と合わせると3,633㎡となり取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約0.7km以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号4番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る10月20日に現地調査を行いましたので、私4番が報告いたします。

申請人 SYさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は58歳です。

渡し人 KKさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は54歳です。

申請地は、伊佐市大口大島字長ミトイ44番2ほか2筆で、地目は全て田、地積は3筆合計で4,667㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、28,129㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番から4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から4番については許可が決定いたしました。

議長 整理番号5番につきましては、この議案は11番推進委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。それでは、11番推進委員の退席をお願いします。

(11番農業委員退席)

議長 8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る10月23日に現地調査を行いましたので、8番が報告いたします。

申請人 TKさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は70歳です。

渡し人 TKさんは、福岡県柳川市三橋町藤吉に居住される市外住民

で、年齢は86歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川南字竹下1970番1ほか4筆、地目は全て田、地積は5筆合計で2,542㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は20,972㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約0.5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、この申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま
す。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号5番については許可が決定いたしました。こ
こで、11番推進委員の入室をお願いします。
(11番推進委員着席)

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定につ
いて、申請件数5件について、5件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ
いて、整理番号1番について10農業委員の報告を求めます。

10番 議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ
農業委員 いてのうち、整理番号1番について、去る10月21日、申請人のMTさ
んの立会いのもと、7番推進委員、私10番農業委員の2名で共同調査を
しましたので、私10番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口堂崎にお住いの MTさんです。

譲渡人は、伊佐市大口堂崎にお住いの MYさんです。

本申請は、所有権移転贈与で農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は農家住宅です。

申請地は、伊佐市大口堂崎字池ノ頭519番3で、地目は田、地積は658㎡です。

所在地は、たけ歯科から東へ約50mに位置しており、東側は宅地、西側は倉庫、南側は原野を挟んで道路、北側は田であり、周囲に与える影響はないかと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る10月21日、申請人の会社代理人である株式会社Mの立会いのもと、14番推進委員、15番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、私5番が報告いたします。

譲受人は、広島市西区楠木に所在のある 株式会社Wで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈川北にお住いの HHさんです。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地で、転

用目的は申請地の東側の原野と木材工場跡地と合わせて、太陽光発電施設を建設する計画であります。パネル枚数は312枚、発電設備の出力は168.48kWを計画しております。

申請地は、伊佐市菱刈市山字小苗代原2487番13で、地目は畑、地積は362㎡であります。

所在地は、市山川にかかる国道268号線池田橋から東へ約0.3kmに位置しており、南側は畑、東側は申請地と一体事業地の原野、北側は山林、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないかと思われます。雨水対策は自然流下、地下浸透により処理する計画です。近くにある土地改良施設については、菱刈土地改良区の意見書が添付されております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、定款、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数2件について、2件が処分決定いたしました。

議長 その他、事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。10月の月例報告をいたします。5日、10月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありましたが議案無かったため出席しておりません。21日、現地調査を一斉にしております。28日、本日ですが第8回農業委員会総会です。

11月の行事予定ですが、7日に11月の定例常設審議委員会が鹿児島

市であります。審議議案がないため欠席となります。21日が現地調査です。28日が第9回農業委員会総会です。月例報告は以上です。

議長 その他、皆様方からご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、あり。)

議長 前回の総会の時、公務災害についての質問がございまして、事務局から来月の総会の際に報告するという事だったので事務局から報告をお願いします。

事務局 前回2番農業委員から質問のありましたことで、調査をしました。県下18市のほか、農業者年金基金、保険会社、鹿児島県農業会議、議会事務局に照会をしましたところ、全てその様な該当はないという回答でございました。公務災害について説明をさせていただきます。
(公務災害保険パンフレットに基づいて説明)

議長 この前の事務局への質問について、公務災害についてはB型に加入をしているということでございます。公務中に事故に遭われた場合は事務局へ報告をお願いします。

事務局 先月、中間農業者年金加入推進副部長と加入推進会議に出席しましたところ、20歳から39歳までの加入推進につきまして県第3位の表彰を受けましたのでご報告します。これは、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様の日頃のご努力の賜物と感謝しております。引き続き、今年度も加入推進についてご協力をお願い申し上げます。

2番農業委員 公務災害の関連なんですけど、もし自家用車が破損した場合、公務中の物損はどうなりますか。

事務局 他市町にも確認をしましたが、この事例があったところもありましたがその場合もご自身の保険で対応をしていただいたということでございました。

2番農業委員 分かりました。

事務局 活動記録簿についてのお願いです。前回の総会でも局長からお話がありましたが、活動記録につきまして再度提出くださいますようお願い申し上げます。

げます。一度提出をされた方も、これまでの活動も含めてご提出いただければと思います。お手数ですがよろしくお願いいたします。

事務局 事務局からですが、農業委員会の情報提供活動の一環として全国農業新聞の普及推進がごぞいます。隔週の発刊ではありますが、農業委員会関連の情報等が詳しく掲載されており、また、農家の方への有益な情報、年2回、伊佐市からの地元の記事も掲載されますので、農業委員、推進委員の方で購読が未だの方は、是非、購読くださいますようお願いいたします。

議長 他にございませんか。

(「なし」という声、あり。)

事務局 以上で、令和4年度 第8回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前9時39分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 3 番

伊佐市農業委員 4 番